

学校法人川崎学園研究費等に関する取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人川崎学園（以下「学園」という。）の配分する研究費等に関する必要事項を定め、適正かつ合理的な使用を図ることにより、研究活動の健全な発展に資することを目的とする。

(研究費等)

第2条 この規程でいう研究費等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 外部機関からの受託研究及び奨学寄付並びに外部機関との共同研究による研究費

(2) 学生納付金、寄付金、経常費補助金等学園の経常収入から配分される研究費

2 前項第2号においては、教員研究費等の研究費枠の設定若しくは配分額について各施設の予算委員会等の議を経て理事長の承認を得るものとする。

(国庫補助金等による研究費)

第3条 科学研究費等国及び地方自治体並びに公的機関の補助による研究費の扱いについては、各施設で別に定める。

(適正執行)

第4条 研究者は、学園及び各施設の定める方針に基づき、研究費等を適正に使用することに努め、研究活動の進展、研究能力の向上、研究成果の獲得に用いなければならない。

(管理体制)

第5条 研究費等の管理は、理事長を統括責任者とし、各施設の長は、研究管理責任者として研究費等の適切な運用管理にあたるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 研究者及び関係者は、研究費等が学外機関の資金若しくは学園の公費で措置されていることを自覚し、研究費の執行にあたり学内規定及び関係法令を遵守しなければならない。

2 前条の規定に違反すると認められたときは、学校法人川崎学園就業規則の定めるところにより懲戒の対象となる。

(運用細則)

第7条 この規程の運用細則は別に定める。

(施設への委任)

第8条 この規程及び細則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学園の定める方針に基づき各施設でこれを定めることができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。